

'85

8月号

No. 186号

いんげん



交通安全住民大会 交通安全パレード

7月15日に交通事故の絶滅を期して交通安全住民大会が開かれました。

大会後、中学校生徒の自転車や郵便局職員のバイク、一般参加の車により町内をパレードしました。

交通事故死ゼロの日を続けよう!

交通安全住民大会開かれる

自転車・バイク・自動車でパレード

七月一日に町と町交通安全推進委員会主催により交通安全住民大会が行われました。

これは、町民一人ひとりの積極的な参加により「私も交通安全運動」を展開し、町内の職場・団体

・学校等の参加のもとで車両及び自転車でパレードをし、町民に交通安全意識を促す為に「みんなで参加しよう交通安全」というスローガンで行われました。

大会は、町交通安全協会、町交通安全指導員会、安全運転管理者協議会鹿部支部、町内会交通部、町内会連合会の共催、森警察署、鹿部駐在所、開建鹿部出張所の協賛により役場前広場で行われ、百二十三人が参加しました。主催者を代表して川村町長が「町内の交通事故死、ゼロの日」は七百三十六日間続けている。これを一日でも長く、できれば永久に続けよう。町民一人ひとりが、事故を起こさない、事故にあわない町に」とあいさつし、このあと鹿部小学校児童を代表して西村文則君(六年)

中学校生徒を代表して西川智巳君(三年)、町内会交通部長、川口常昭さん、安全運転管理者協鹿部支部長清水広舞さんの四人がそれぞれ決意表明をし、交通事故の絶滅を誓いました。

その後、町内パレードに移り、中学生の自転車隊、郵便局のバイク隊、さらには各事業所や一般参加の自動車三十五台がパトカーに先頭されて全町内をパレードし、「交通事故をなくしましょう」と訴えました。



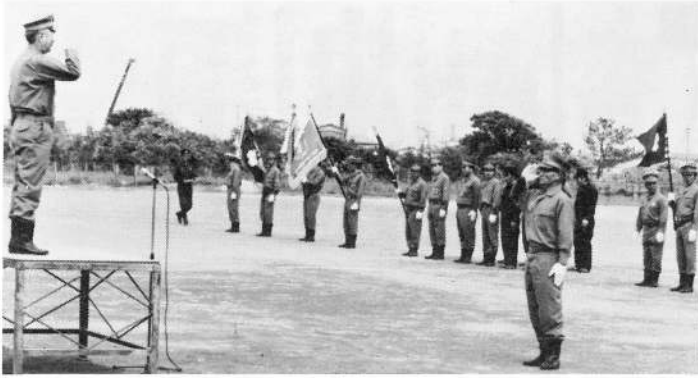
決意表明



火災ゼロの町をめざして 鹿部消防団 夏季演習行われる。

七月六日(土)に鹿部消防団夏季演習が行われました。

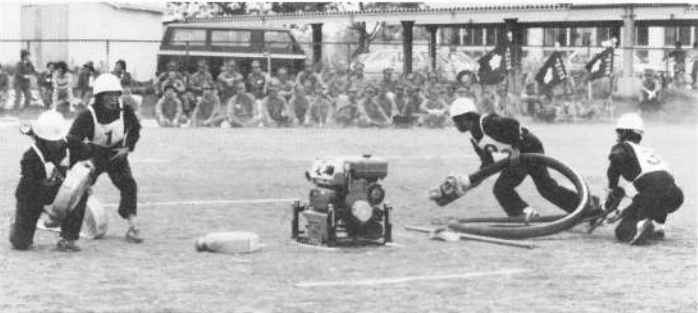
演習は、消防法の基本及び消防機械器具の取扱いを習熟せしめ、もって消防人としての資質の向上と士気の高揚を期すると共に、防火思想の徹底を図ることを目的として行われたもので、鹿部消防署



鹿部消防団堂々の行進↓



小型ポンプ操法



表彰された八木橋分団長



消防ポンプ自動車操法



前日から会場の中学校グラウンドまで浦消防団長を先頭に全団員と出来潤婦人消防隊が街頭行進しました。消防訓練は、小隊訓練から行われ、指揮官の号令により小隊が見事なチームワークで行進をしました。

小型ポンプ操法では、小型のポンプを使って四人の団員が、俊敏な動作で放水態勢までの作業を行いました。消防ポンプ自動車操法では、ポンプ自動車を使って本番ながらの訓練を行いました。最後には、出来潤婦人消防隊も参加しての分団対抗ホース巻競技が行われました。

こうして有事の際には迅速、適切な消火活動ができるよう、また

町民の生命、財産を守るために日常の消防訓練を行っています。消防訓練終了後、表彰伝達が行われ、八木橋勝美さんが表彰されました。

○表彰

消防庁長官表彰

永年勤続功労章

分団長 八木橋 勝美

道路交通法の 一部が変わります

道路交通法の一部が改正され、主なものは九月一日以降、段階的に施行されます。

今回の改正は、ここ数年増え始めた死亡事故を減少させるとともに、「車社会」の新しい秩序づくりを目指すものです。

主な改正点は次のとおりです。
シートベルトの着用が義務付けられました
9月1日施行
すべての道路で、ドライバーはシートベルトの着用が義務付けられます。

段階的に施行される新しい道交法

今回の改正の主なものは9月1日から施行されますが、ミニバイクの右折方法やヘルメットの着用義務は遅れて施行されます。施行日は次のとおりです。

改正道路交通法の主なものの施行期日

改正内容	施行日
▶シートベルトの着用義務 ▶初心者ライダーの2人乗り禁止 ▶空ぶかし等の禁止	昭和60年 9月1日
▶ミニバイクの交差点における右折方法の変更 ▶初心者ドライバーのための講習	昭和61年 1月1日
▶ミニバイクライダーのヘルメット着用義務	昭和61年 7月5日

けられました。また、ドライバーは、助手席にすわる人にもシートベルトを着用させてからでないと、車を運転してはいけません。

同時に、ドライバーは、後部座席にすわる人に対してもシートベルトを着用させるよう努めなければなりません。

高速道路はドライバー本人が着用していない場合に行政処分点数一点。

一般道路
今回の法改正の趣旨がドライバーに徹底し、シートベルト着用意識が向上した段階で、行政処分点数を付することを検討することとなっています。

〈特例〉

次に挙げるような人は、着用義務を免除されます。

▽乗り降りのひんぱんな郵便集配車などのドライバー

▽妊娠や負傷している人など、療養上または健康の保持上シートベルトをするのが適当でないドライバー

▽体が非常に大きい、あるいは小さいので適切にシートベルトを装着できないドライバー

▽バックの運転をするときのドライバー

▽その他、パレードなど複数の警察用車両で護衛等されている車のドライバーや公職選挙法上の選挙用自動車のドライバー候補者や運動員に限るなどです。

なお、助手席同乗者についても、ほぼドライバーの場合に準じて免除が認められます。

空ぶかし等の行為が禁止されます

9月1日施行

ドライバーやライダーは、正当な理由がなく、著しく人に迷惑になる騒音を生じさせる方法で急発進、急加速、空ぶかしをしてはならないことになりました。

〈違反した場合の措置〉

行政処分点数一点。

初心者ライダーの 二人乗り禁止

9月1日施行

自動二輪車の免許を取って一年未満の初心者ライダーは、二人乗りをしてはいけません。

昭和五十八年中の二人乗り運転中の死亡事故をみると、約七割が免許取得一年未満の初心者ライダーで占められています。

行政処分点数一点。反則金四千円。罰則三万円以下の罰金。

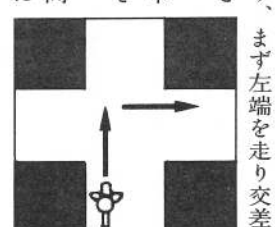
ミニバイクの右折方法が変わります

9月1日施行

次に挙げる道路では、図のよう曲がらなければなりません。

①標識で右折方法が指定されている交差点
②片側三車線以上ある道路で信号機のある交差点(標識等で除外される場合もある)

つまり、まず左端を走り交差点の端を直進し、そこで車の体の向きを変え、進む方向の信号に



従って直進することになります。

〈違反した場合の措置〉

行政処分点数一点、反則金二千円。罰則一万円以下の罰金または科料。

初心者ドライバーのための講習

9月1日施行

免許取得後一年以内に行政処分点数の合計が四点か五点になったドライバーは、公安委員会が行う「初心運転者講習」を受けなければなりません。

初心者のドライバーは交通社会に慣れていないので、違反をしたり、事故を起こす率が高くなります。そこで、免許停止になる前に、もう一度安全に関する講習を受けてもらうというものです。

ヘルメット着用がミニバイクのライダーにも義務付け

7月5日施行

ミニバイクを運転する人は必ずヘルメットをかぶらなければなりません。

施行は来年の七月五日からですが、施行前でもヘルメットをかぶり身の安全をはかりましょう。

〈違反した場合の措置〉

行政処分点数一点。

台風(風・水害)に備える

万全の備えで大災害をノックアウト!



◆台風の強さと被害

程度	中心気圧 (mb)	最大風速 (m/s)	被害の状況
弱い	990以上	25未満	屋根瓦が飛び、木やテレビのアンテナが倒れる。
並み	989~960	25~34	木製の雨戸がはずれ、ネオン塔や電柱が倒れる。
強い	959~930	35~44	小石が飛び散り、小さな木造家屋は倒壊する。
非常に強い	929~900	45~54	木造家屋の多くが倒壊し、樹木は根こそぎ倒れる。

台風による被災はその規模によって決まります。気象情報で中心気圧や最大風速を知り万全の対策を立てておきましょう。

台風の規模から被害度を知る

台風ほど事前の準備が災害防止に役立つものではありません。台風のシーズンが近づく前に、万全の態勢を整えておくよう心がけておきましょう。

地震・雷・火事・オヤジといえど、こわいものの代名詞。こわさでは勝るとも劣らないのに台風の名がありません。これには二つの理由が考えられます。ひとつは、やってくるシーズンに限られていること。もうひとつは、地震などと違ってくる時期が予測できることです。



10% _m	かさが壊れる。
15% _m	取り付けの悪いトタン塀などが壊れる。
20% _m	子供は歩けなくなる。おとなもからだを傾けてやっと歩けるような状態。
25% _m	屋根瓦は飛び、テレビのアンテナが倒れる。
30% _m	木製の雨戸がはずれ、古くなった家屋は倒れる。
40% _m	小石が飛び散り、列車も倒れてしまう。
50% _m	木造家屋の多くが倒れ、木も根こそぎ倒れる。

※%_mは毎秒何mの意味

◆風の強さと被害の程度

風速が倍になると風圧はなんと四倍になります。しかも瞬間風速は発表される最大風速の1.5倍にも風の強さを知って、被害を予測し、対策を立てておきましょう。

風の強さから被害度を知る

雨の降り方から被害度を知る

雨量は、一平方センチメートルの場所に一時間あたりどれだけの雨が降ったかを示し、単位はミリで表され、三〇ミリを超えると大雨となりませう。

◆1時間の雨量と降り方

1時間の雨量	雨の降り方
5~10ミリ	雨音がよく聞こえ、すぐ水たまりができる。
10~20ミリ	雨音で話し声がよく聞こえないほど、地面一面に水たまりができる。
20~30ミリ	土砂降り、がけくずれの危険がある。
30ミリ以上	危険地帯では避難体制に入らなければならない。

対策は総合的に

- ①家の点検と破損箇所の修理をしておきましょう。(特に屋根、窓)
- ②情報には敏感に。
- ③強風下での外出は避けましょう。
- ④非常食を用意しましょう。
- ⑤非常持出品の用意も忘れずに。
- ⑥家の回りを整理しましょう。
- ⑦火の元チェックは厳重に。

消費者 質問箱

相 談

「ケース①」申し込みもしないのに突然、雑誌が送られてきて、代金を請求された。以前、同社の懸賞に応募したことがあるが、購読の申し込みをしたことはない。どうすればよいか。
「ケース②」注文もしないのに、二か月に一度ぐらいの割合で、



通信販売のカatalogが送られてきていた。四回目に断ったら代金を請求された。
「ケース③」注文しないのに本が送られてきた。代金の請求書が同封されていたが、返送してもよいか。

回 答

購入の申し込みをしていないのに一方的に商品を送りつけてきて、代金を請求されたり、返事がなければ購入するものとみ

■ ネガティブ・オプション ■ 一方的に商品が

送られてくる

購入の意思がなければ
そのまま保管を

訪問販売等に関する法律では、注文もしないのに商品が送付された場合、送付のあった日から

なすとして代金を請求される。このような商法をネガティブ・オプションといいます。
商品を一方的に送付され、拒否の通知をしたり商品を送返しなればならないとなると、消費者にとっては迷惑な話です。

数えて三か月（販売業者に商品を引き取るよう告げた場合は、その日から一か月）経過しても販売業者が引き取らない場合は、その商品を自由に処分することができるとしています。ですから購入の意思がなければ、代金を支払うことはもちろん、返送する必要もありません。
しかし、この三か月（商品の引き取り請求をした場合は一か月）の期間内に商品を使用した消費した場合は、購入する意思があったとみなされ、代金を

■ 社会福祉事業をかたり 商品を送付する

支払わなければならなくなりまずの気をつけましょう。購入する意思がなければ、期間が過ぎるまで、そのまま保管しておくことです。
それぞれの相談例は、代金の支払いをせずに済みましたが、ケース②は、百貨店に引き取るよう告げたら、手違いであったので請求書を破棄してほしいとのことでした。

最近、「社会福祉事業のための寄付金募集」として商品を送付してくるケースがあります。本当に寄付行為なのか、それとも商品販売が目的なのか判断しかねるものもみられます。なかには福祉事業をかたり、実は、商品の販売が目的という悪質な業者もみられます。

社会福祉事業の寄付金募集については、着手する一か月前までに都道府県知事（二以上の都道府県にわたる場合は厚生大臣の許可を受けなければならないことになっています。不明確で判断に迷うときは、都道府県の担当課か、最寄りの消費生活センターに問い合わせるとよいでしょう。

今年、数えて14回目。
10月1日、国勢調査にご協力を。



10月1日には、第14回目の国勢調査が全国いっせいに行われます。国や都道府県、市町村などこれからの行政を考えていく上で、大切なことです。9月下旬から10月上旬にかけて調査員がお伺いします。ぜひ、積極的なご協力を。

国勢調査

昭和60年10月1日(火)
9月下旬から10月上旬にかけて調査員がお伺いします。

国勢調査の対象は、全国で約1億2100万人。



ご寄付のお礼

鹿部町カラオケ愛好会(代表―藤林功氏)より町社会福祉協議会へ歌謡チャリティショーの益金の一部二万円のご寄付がありました。社会福祉協議会では、ご芳志通り有効に使わせていただきます。本当にありがとうございます。

屋根捨場の利用について

最近、出来洞地区に設置してある屋根捨場に一般ゴミを捨てる方が多く困っています。

屋根捨場は、家屋の新築、改築等により出る古材を捨てる場所として設置しており、一般のゴミは各ゴミステーションへ、燃えないゴミは粗大ゴミ捨場へ捨て、指定場以外へは絶対捨てないで下さい。なお、屋根を捨てる時は、事前に民生課へ連絡し、指示を受けて下さい。(民生課)

警察からのお知らせ

―行方不明者相談所を開設します―

道警函館方面本部管内では、昭和五〇年から現在まで四一三人の方が行方不明となっており、また身元不明の変死者は六〇人にも達しております。

この中には、不幸にして犯罪の被害者になったり、すでに死亡して身元がわからないため無縁墓地に淋しく葬られている人もあると思われれます。

このような不幸な人を少しでもなくしたいということから、本年も「行方不明者相談所」を次の日程で開設し、みなさんからの相談により調査することになりました。

- 九月二日(月) 函館中央署
- 三日(火)
- 四日(水)

九月六日(金)―八雲警察署
九月九日(月)―江差警察署
に開設し、時間は各相談所とも午前九時三〇分から午後四時まで、皆さんのご相談を受け付けます。

昨年は、五七人の方が相談所を訪れてご相談を受けております。この中には、母親が危篤なため一〇年前に東京都内の居住先から行方不明となった兄を探してほしいとのご相談により調査の結果、居住先が判明し、母と子の対面が

できたり、八年前に家出した息子さんの所在が判明した例等もたくさんありましたので多数の方のご来訪をお待ちしております。

なお、相談所では既に捜索願を出されている方はもちろん、いまだ届出をされていない方からのご相談を受け付けております。

ご来訪の際には、行方不明者の身体の特徴、顔写真、家出当時の着衣、所持品、あるいは調査の手がかりになると思われる手紙などありましたらご持参下さい。

警察では、個人の名誉と秘密は厳守いたしますのでご安心してお願いいたします。

裁判所からのお知らせ

函館地方裁判所、函館家庭裁判所、函館簡易裁判所及び函館検察審査会は、新庁舎の完工により次へ移転し、執務を開始します。

所在地 函館市上新川町一―八
○電話番号 四一―二二五一代
○移転日

八月二八日 函館家庭裁判所
八月二九日 函館地方裁判所
函館簡易裁判所
函館検察審査会

原爆死没者の遺族を捜しています

広島平和記念公園内にある原爆供養塔には、原爆死没者の遺骨が納めてあります。その遺骨のうち氏名が判明しながら未だ遺族のわからない遺骨が一〇八〇柱あります。

この度、広島市ではこの遺骨を遺族のもとに引き渡すため「原爆供養塔納骨名簿」を作製し全国の自治体に遺族の消息の確認を依頼し、当町へも同名簿の送付がありました。

つきましては、お心あたりのある方は、役場民生課へ申し出下さいますようお願いいたします。

① 申出期間 十月三十一日まで (民生課)

終戦当時の引揚者の方々へ

税関ではお預かりしている次の通貨、証券などをお返ししています。

▽ 終戦後、外地から引き揚げてこられた方が、上陸港の税関、海運局に預けられた通貨、証券など。

▽ 外地の集結地において総領事館などに預けられた証券などのうち日本へ送り返されたもの。

返還の申し出は、ご本人ばかりでなく、ご家族の方でも結構です。お心当たりの方は、

函館税関監視部
○四〇 函館市海岸町24―4
港湾合同庁舎内
☎ 四一―二二四―内三六
へお問い合わせください。

渡島支庁管内町村職員採用資格試験のお知らせ

次により渡島管内町村職員採用資格試験を行います。

○申込み期間 九月二日―二〇日
○申込み先 役場総務課
○試験期日 一〇月二〇日(日)
○試験場所 初級職―森町福祉センター 上級職―函館商業高校

○受験資格
(1)初級試験は、昭和三九年四月二日から昭和四三年四月一日までに生まれた者で、高等学校卒業程度以上の学力を有する者に限ります。(大学卒業の者は受験できません。)

(2)上級試験は、昭和三六年四月二日から昭和三九年四月一日までに生まれた者で、大学を卒業した者に限ります。(短大を除く。)

いずれも明年卒業見込みの者を含み、男女を問いません。詳しくは役場総務課まで



